平成15年度 男女共同参画審議会 第1回全体会の概要

1 日 時 平成15年8月20日(水) 13:00~15:00

2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室

3 出席者 伊藤公雄委員、上杉孝實委員、北野美智子委員、小玉文吾委員

嶋 千世委員、野々山久也委員、藤原礼子委員、朴木佳緒留委員 宮地民子委員、三輪昌子委員、村上早百合委員、茂木美知子委員

森健祐委員、山下淳委員、

兵庫県理事、県立男女共同参画センター所長、県民文化局長

男女共同参画課長

4 内 容

(1) 開 会

理事あいさつ

(2) 議事

政策部会の設置について

(事務局)

- 条例や率先行動計画などの施策を進めるうえで、学識者の方々のご助言をいただく場として、政策部会を設置していただきたい。必要に応じて秋以降に1~2回開催の予定。
- ・ 部会委員については、審議会規則第7条により、会長に指名していただくことになっている。

(会長)

- ・ ただいま、事務局から説明のあった政策部会については、設置することとしたい。
- ・ 任期も半ばとなっているので、前身の委員会で、プランの策定や条例の制定にご尽力いただいた政策部会のメンバーに今しばらくご協力いただければと思う。
- ・ 従って、三輪委員、伊藤委員、加藤委員、長谷川委員、朴木委員、山下委員には、引き続きご就任願いたい。

なお、部会長についても三輪委員に引き続きお願いしたい。いかがか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

・ それでは、お願いしたい。本日欠席の委員には事務局から説明願う。

白書について

(会長)

・事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料2(1)等に基づき、白書の概要とデータ編について説明。

(委員)

・冊子はカラー刷りか。

(事務局)

- ・ 大部になるため、単色若しくは2色刷りになる。
- ・ なお、県民の方に向けたカラー刷りの見やすいデータブックについては、現在改訂

作業を県立男女共同参画センターにおいて進めている。

(委員)

・これまでのグラフでは、色の薄い方が男性、濃い方が女性。これにあわせるならば 現在の色は逆にした方が良い。

(委員)

- ・これから検討する際にいただく資料としては、文章部分の原稿と図・グラフを別に 分けてご提示いただきたい。
- ・文字は内閣府の白書並みに大きくすべきである。
- ・新しい時代に入り、保育、ファミリーサポートセンター等の新しいデータも必要。 ・セクハラに関することが、「労働」分野に入っているが、女性に対する暴力の問題 として、1章たてても良いくらいである。たしかにセクハラは労働分野から始まった が、スクールセクハラや地域における問題など、様々な分野にこの問題はあるので、 労働分野に限ってしまうと、やはりセクハラは労働の問題か、と思われてしまう。入 れるのであれば「安全・安心」分野に含めていただきたい。

(委員)

- ・コメントがたくさん入っていて読みやすい。
- ・地域における意思決定に興味がある。女性の地域における発言権が弱いように感じて おり、難しいとは思うがこれに関するデータが何かあれば良いだろう。

(委員)

- ・配布先について、公共立の図書館を加えて欲しい。地域の方が気軽に調べることが できるように。大学の図書館への配布もお願いしたい。
- ・教育の部分について、「6割以上を(女性が)占めている」と肯定的に書いているが、 それほど否定的に書く必要はないものの、肯定的に書くこともない。 何よりも、小・中・高校と進むほど、女性教員の比率が下がることが問題。
- ・保健体育科をはじめ、教科別の男女比を入れることはできないか。これらは兵庫県 でなければ出すことができないデータである。
- ・公民館についての記述があるが、男女共同参画センターも重要な拠点になっている はずなので、その旨加えること。

(委員)

・「家庭内での役割分担」について、文章の意味が通じるように、書き換えること。

- ・「図表」の言い方について。文字だけのところも含め、一律「図表」という表現に なっており、言い方を統一するにしても再検討をすること。
- ・目次の記載についても、章、節を整理すること。
- ・図表「男女・産業別有業者数」に凡例がなく、加えて他図表との統一性がない。
- ・円グラフがあるが、わかりにくい。その他のグラフでいくつか見づらいものがある。
- ・現在、高齢者の女性の問題が大きくなっている。男女共同参画といっても若い人ば かりではない。夫婦2人もしくは、1人暮らしの女性への配慮が必要。具体的には成年 後見人の問題との関係で認識が遅れている。セクハラについて発言があったように、 1章を改めておこすという意味合いでは、この問題も同様である。

(委員)

- ・データブックの時からそうであるが、「私たちのくらし」部分について、「男女共 同参画」と「暮らし」との関係を表すデータ等が書かれていない。少子高齢化との 関係で、なぜ男女共同参画が必要なのか、ということを前書きにおいてでも触れて ほしい。
- ・また、兵庫県に関するデータ等が、各章毎には入っているものの、すべての章を通し てみたときに兵庫県に一体どういう特徴があるのか、というとわかりにくい。全国 的な調査で、30歳代の女性の労働力率を全国比較したとき、兵庫県は下から4番目だ った。そういった兵庫県の全体を表す姿がどこかで触れられていると良い。

(委員)

・セクハラの項目が労働分野に入っていることには違和感を覚えた。県民意識調査で

も、セクハラは労働分野だけではなかったと思う。

- ・「DV被害者に自身を責める傾向のある・・・」という表現が微妙である。
- ・DVと児童虐待の相関関係を表すデータは現在掲載のあるものだけで十分であるか。特に「主な虐待者の内訳」を表すグラフがどういう意味を持ち、分析しているのか。 これもデリケートな問題である。
- ・「・・・両者とも早急に改善が図られるべき・・」という表現とグラフとの関係も疑問。
- ・DV法施行後の、警察の一時保護命令件数などのデータも出せないか。

(会長)

・事務局には、文書の点検をもう一度お願いしたい。言葉を補っていただいた方が良 い場合もある。

(事務局)

- ・ご指摘いただいた点、ご意見については、今後精査していく。
- ・文字のポイントをあげるなど、見やすい冊子づくりについて検討していく。

(会長)

・何か他にお気づきの点があれば、事務局まで。

県および市町の男女共同参画の取組状況

(会長)

・事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料 2 (2)(3)に基づき説明

(委員)

・庁内チャレンジプログラムについて、「画期的」と言われるが、一般的には、職場で女性に対して「がんばれ」というと追い詰められてしまうケースもあり、気になる。チャレンジプログラムについて、もう少し具体的に説明されたい。

(事務局)

- ・ 率先行動計画で数値目標を掲げたものの、女性が現在少ないこと、急に登用しても 仕事がスムーズに進まない場合もあり、女性もきちんと力をつけた上でふさわしい 場所で活躍していくべきだ、と言う考えがベースにある。そういう意味では若いう ちから勉強していくことが必要。現在女性は、固定的な仕事につく場合が多く、財 政や企画といった職を経験することがないため、管理監督職に登用したときに力を 発揮しにくいという状況がある。自己啓発の機会としてそういった場面を提供でき ないかと考えた。そこで、日ごろ話を聞く機会の少ない庁内の幹部職員を講師とし て呼んだり、自ら作業していくことで力をつけていく、という狙いがある。1年目は 講演、2年目は政策提言という形を取っている。
- ・ このために庁内のワーキンググループで検討も行っていただいている。

(委員)

うまく行けばモデルケースになる。

(委員)

・このように「女性は力をつけないといけないから、勉強しないといけない。」と言ってしまっていいのか。男女共同参画といいつつ、男性が「じゃあ、僕たちはほうっておいていいのか」と反発を覚えるのではないか。こういうことを考えること自体、女が遅れていることを認めることにならないか。男性も女性も同じ立場で勉強しないといけないのではないか。女性が甘えてはいけない。

(事務局)

・このプログラムは、女性職員を中心に、男性職員も参加していただけます、という ものにしている。

(委員)

・その意識を変えないといけない。女の人は遅れてあたりまえ、特別に勉強させてもらえないとだめ、という姿勢が問題。男の人でも甘えている人はいるが、「なんで女性だけ」と言う人が出てくるのではないか。これを認めている男の人は、「男は勝っ

ているから」というプライドで黙っているだけなのではないか。

(会長)

・ポジティブアクションとしての取り組みであればいいが、日常的な取り組みをひとまず置いておいて、「このプログラムだけをやれば」ということになってしまうと、ご 指摘のように問題だ。日常的な部分で男女が平等に活躍できる場をつくっていく必要 がある。

(事務局)

・新しい取り組みであり、委員ご指摘のことについては十分認識をして取り組んで参り たい。

(委員)

・女性には意識し、努力をして欲しいが、門戸については女性と男性の双方に同じよ うに開いて欲しい、ということを言いたい。あからさまに女性のみ、ということは やめて欲しい。

(委員)

- ・異業種交流会等をやっていても、女性、男性の能力に遜色はない。
- ・委員ご指摘のとおり、勉強するなら女性も男性も一緒にして、意欲のある人が入って くればいい。

(委員)

- ・プログラムの趣旨がどこにあるのか、またカリキュラムとの関係が不明確。
- ・女性職員の知識についてはっきり申し上げると、特に企画能力、県庁内の意思決定の仕組みに対する知識があまりない、と思う。これはそうした仕事をやってきていない、職場での経験、人事、財政、企画などを若いときからさせてきていないところに原因がある。男性はon the job trainingでさせてきているが、女性にさせていない。

そうであるならば、プログラムの内容は庁内の見えない仕事の部分、たとえば条例を作る際にどこにいってどう交渉するのか、予算のときどう根回しをしたらいいのか、などを入れていかないといけないのではないか。1年目のプログラムと、2年目の政策をつくることとどう関係づけるのか。また政策をつくる作業がチャレンジプログラムを行う理由であるならば、女性職員が欠けている能力を補うという話とうまくくっついているのか気になる。潜在的な能力は男女とも同じだが、県の中堅女性職員に指示したことが通じないときがある。これは入庁後のキャリアが偏っているためでもある。人事政策においても、女性のキャリア形成に関して将来的な話を広げていただかないとだめなのではないか。

(事務局)

・プログラムに講師として出てきている人物は、みなさんきちんと実務をつんできた 人であり、中身としては十分に応えられるものを目指した研修としたい。

(委員)

- ・そうであれば、余計に男性にも門戸を開けてほしい。
- ・女性に欠けているのは、企画性。若い頃から上司が企画をさせないといけない。庶 務にまわされている。そういった機会を与えることを考える必要がある。

(委員)

- ・ある自治体で男女共同参画を進めようとしたところ、男性から女性に対する「いじめ」がおこった。日常業務の中で、トラブルメーカーと思われるなど、負担を感じて退職にまで、といったケースも聞いている。こうした例は、一般論としてはありうることだ。
- ・ポジティブ・アクションを行うとき、県庁としてバックアップ措置をとらないと、 だれかを追いつめてしまうことになる。例えば、セクハラの相談を持っていきやす くするとか、何らかの方策を準備しながら進めていくべきである。

(会長)

・貴重なご意見をたくさんいただいた。「チャレンジ」プログラムなので大いにチャレンジしていただくのはいいが、よりよいものにしていただき、特に普段の実務のところでもよりよく学べるようにすることが大切である。また、財政などのポジシ

ョンにも意識的に女性をまわしていただくということも、どうだろうか。

(委員)

・まず、働き方を見直す必要がある。県庁内の「分権」が必要ではないか。財政等のように、長時間労働、休日勤務のあるところにはどうしても子どものいる女性はい きにくくなる。

(会長)

・何か他にご意見はないか。

(委員)

・協定制度について、協定に至るまでの企業へのアプローチを、行政としてはどのようにされているのか。経営者協会として関わることはできるのか。

(事務局)

・関わっていただけるとありがたい。協定締結に向けては、機会を見つけてチラシ等を配布しているが、思うところに周知できていないことが多い。これまではどなたかにコンタクトをつけていただいた後に行政としてお願いに行く、という形をとっている場合が多い。

(委員)

・しつこいようだが、「女性職員のためのチャレンジプログラム」とするのであれば 「男性職員のためのチャレンジプログラム」をしないと、男女共同参画の理念に反 すると思うがどうだろうか。

(事務局)

・基本的に今回のプログラムはポジティブ・アクションという意味がある。たとえば、 係長登用の研修を受講するための受験制度があるのだが、女性職員の受験申し込み の割合が極端に少ないという事情がある。新規監督職登用の目標値を定めたものの、 実際のところは人材が少ないため、こうしたポジティブアクションを行う必要があ る。

(委員)

- ・第3部については、市町ではっきりと差が出てきたことがわかる。都市部とそうでないところでは、抱えている問題や状況も違うし、市と町では職員数や職場の雰囲気も違い、県として何ができるのか、ということは大変だとは思うが、なんらかの取組を考えるべき時にきている。
- ・男女共同参画も「縦割り」の問題が出てきている。担当者の意識が高くても、縦割りの1つの組織がそうであるにすぎない。各市町の担当者同士がつながっていてもそれ以上進まないので、役場のトップによるトップダウン式にしないと、差がつくばかりである。表を作って競わせるだけでいいのか、と思う。

(会長)

・となりの市町と比べて、「あれぐらいの程度でいいのか」と、反対に安心してしま うことになりかねないので、その点、注意する必要がある。

(委員)

・市町長会や市町議長会でアピールしたらいいのではないか。ある程度委員がおっしゃったように担当レベルだけではなく、地域を動かすことが必要ではないか。

(会長)

・三田市、川西市が「条例検討中」とあるが、一覧表と個票が一致していない。

(事務局)

・もう一度チェックをかけるとともに、各市町にも再度原稿チェックを依頼する。

(委員)

- ・男女共同参画の取組については、本庁はともかく、県民局では温度差がある。県民 局には核がない、という問題がある。市町の取組についてはある程度県民局が関わ る必要があると考える。
- ・市町が求めているのは、競わせる資料というよりも、実体的な取組事例である。そ のあたりで県がサポートできることがあればいいな、と思う。

(委員)

- ・やはり市町によっては相当遅れているところがあるというのが実態である。がんばっている市町の取り組みについてはそのことをきちんと見せ、他の市町に知らせる というのが必要。
- ・目次の記載の仕方の整理、定義づけが必要。また、表をならべるだけでなく、白書 なので文章記述が必要。市町の取組についても、文章記述が必要。

(委員)

- ・2部、3部に文章がない。2,3部は施策の現状分析なのだからコメントがいるのではないか。
- ・先ほどの話に戻ると、市町の取組は、市町自らが地域を巻き込んで行うことが必要。 しかし現状では、担当者が熱心なだけで他の職員が関わりを持たない、ということ がある。職員自らがその意識を持たないといけない。(私の言った)「県が関わる」 ということは、何かそのための策を直接講じるということではないのだが、だから といって市町の状況を見て県が「知らないよ」ということではいけない、という意 味である。

(委員)

・白書はもう少し薄くした方がいい。

(委員)

・地域での男女共同参画を示すデータはないのか。

(委員)

・現在の状況を知るためにはどこからかデータを拾ってくるのではなく、アンケート 調査などが必要。

(委員)

・地域の意思決定へ女性が入ることができるようになればずいぶん違うだろう。

(会長)

・うまくつかめるデータがあれば良いと思う。地域における男女共同参画については、 今まではどれだけ女性が長になっているか、といったデータから間接的につかんで きたが、何か事例でわかるものがあれば良いと思う。

(事務局)

・本日いただいた貴重なご意見をなるべく反映させるように、データ収集、レイアウト等を検討して参りたい。また個別にご意見を伺うこともあるかもしれないので、 よろしくお願いしたい。

(以上、文責:兵庫県県民政策部県民文化局男女共同参画課)